

# 第10回農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年11月5日（金） 午前11時08分～

2. 場 所 野辺地町役場 議場

3. 会議に出席した委員

1番 野田頭 政子 2番 毛利 勝 廣 3番 野 坂 長太郎

4番 村 山 勝 雄 5番 田 村 敬 一 6番 福 士 重 光

7番 高 松 誠 8番 魚 住 ゆり子 9番 高 田 光 雄

4. 会議に欠席した委員

なし

5. 会議に出席した農地利用最適化推進委員

杉 山 福 行 柴 崎 幸 三 古 沢 高 明 野 坂 勝

村 山 茂 二ツ森 均 江刺家 昭 彦

6. 会議に欠席した農地利用最適化推進委員

なし

7. 会議に出席した職員

事務局長 玉山 順一 総括主査 吹越 麻衣子

8. 会議に付した案件

報告第26号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

報告第27号 利用権の終了

報告第28号 農地の転用事実に関する照会について

報告第29号 非農地証明について

9. 議事の概要

以下のとおり。

【開会時刻 11時08分】

議長

ただいまから、野辺地町農業委員会、第10回総会を開会いたします。  
本日の出席委員数は9名です。定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。  
本日は報告が4件あります。  
事務局に説明させますので、御意見等よろしくお願いいたします。  
恒例により議事録署名者は議長の指名で差し支えありませんか。

委員

( 異議なし )

議長

異議なしと認め、6番 福土委員と、7番 高松委員にお願いします。

議事に入ります。  
「報告第26号 農地法第3条の3」を議題といたします。  
それでは事務局の説明をもとめます。

事務局

議案書1ページをお開き願います。  
報告第26号 農地法第3条 相続等による権利移動について報告します。

【議案書をもとに朗読、説明】

報告第26号については以上です。

議長

それでは報告第26号について、御意見等ございませんか。

委員

( なし )

議長

次に、「報告第27号 農地法第18条」を議題といたします。  
事務局の説明をもとめます。

事務局

議案書2ページをお願いします。  
報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について、土地の貸借の合意解約通知があったので報告します。

【議案書をもとに朗読、説明】

報告第27号については以上です。

議長

それでは、報告第27号について、御意見等ございませんか。

委員

( なし )

議長

次に、「報告第28号 農地の転用事実に関する照会について」を議題とい

	<p>たします。 事務局の説明をもとめます。</p>
事務局	<p>議案書3ページを願います。 報告第28号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局より土地の現況について照会があり、回答しましたので報告します。</p> <p>【議案書をもとに朗読、説明】</p> <p>報告第28号については以上です。</p>
議長	<p>それでは、報告第28号について、御意見等ございませんか。</p>
委員	<p>( なし )</p>
議長	<p>次に、「報告第29号 非農地証明について」を議題とします。 事務局の説明をもとめます。</p>
事務局	<p>議案書4ページ、議案書別冊は1ページをお開き願います。 報告第29号 非農地証明について、農地法の適用を受けない旨の証明をしたので、報告します。</p> <p>【議案書をもとに朗読、説明】</p> <p>報告第29号の説明については以上です。</p>
議長	<p>それでは、報告第29号について、御意見等ございませんか。</p>
3番	<p>「農地法の適用を受けない」というのはどういう意味か。</p>
事務局	<p>農地パトロール等をして非農地と判定している農地がありますが、同じように農地として使用できない、耕作することができないということで、農地法、農地として守る農地には当たらないというものです。</p>
3番	<p>この証明はどういうものなの。</p>
事務局	<p>農地として保全していく農地ではなくなりましたよという証明です。 耕作してある農地や耕している農地はこれにはあたりません。</p>
3番	<p>萱いっぱいとかはどうなの。</p>
事務局	<p>萱いっぱい砂利が入っていたり木が生えていたりというのは非農地になります。</p>
3番	<p>バラスとか入れてから非農地にしてほしいって言う人もある。そうする前に声かけてほしいもんだけどな。</p>

議 長

本来はそうしなければならない。けれども、そうでないからパトロールしなければならない。現地確認しなければならないということで、これからも現地調査をお願いします。

それでは、他に御意見等ないようですので、これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

【閉会時刻 11時18分】